

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2015年9月 - 10月

## 国務院、「税関特殊監督管理区域統合・最適化加速方案」を印刷配布

国務院は、2015年8月28日付けで「国務院弁公庁による税関特殊監督管理区域統合・最適化加速方案に関する通達」を公布し、税関特殊監督管理区域統合と最適化の方向性を定め、各種業務の推進タイムラインを記した。これは、既存する輸出加工区、保税物流園区、モダン・ロジスティクス、ビジネス業界の発展に力を入れながら、クロスボーダー・リース業務、クロスボーダー・Eコマース、さらには、区内の産業が研究開発、物流、販売、補修、再製造などの産業チェーンへと高度な発展を遂げるよう促進している。中国において当該産業に進出している企業は注意しなければならない。

## 税関特殊監督管理区域および保税監督管理場所における区域通関一体化改革

税関総署は、2015年9月25日付けで第47号公告を公布し、2015年9月25日から区域通関一体化、すなわち同一区域における通関一元化を、特殊管理区域および保税監督管理場所内の企業に対し、別の港から輸出入する貨物に適用すると発表した。企業は、物流上の必要性に応じて、そのまま現地の税関で通関する、別の税関に移転する、同一区域・通関一元化など、いずれかの通関方法を自ら選択できる。当該改革は、企業はより自由に物流の手配を行うことができ、物流コストの削減につながる。

## 中国、WTO(世界貿易機関)の「貿易円滑化協定」受諾

中国は、2015年9月4日付けで世界貿易機関(WTO)の「貿易円滑化協定」受諾に係わる国内承認手続きを完了し、当該協定の第16番目の受諾国となった。WTOの規定によると、当該協定はWTO加盟国の3分の2以上の受諾をもって発効する。中国にとっては、当該協定の発効により、貿易に係るコストの低減と貿易の円滑化が期待される。

## 税関総署、2015年商品分類決定と商品分類裁定を公布

税関総署は、第41号公告をもって2015年商品分類行政裁定(Ⅱ)を公布した。当該裁定は、観光用車両、CTスキャナ、テトラブプロモビスフェノールAに及んでいる。さらにまた、税関総署第49号公告では、2015年商品分類行政決定(Ⅲ)を発表し、イチゴ味の全脂調合乳、チョコレートミルク、ズック製の掲示板など11品目の商品に及んでいる。当該分類行政裁定及び分類決定には、法的拘束力が含まれていることから、企業に遵守が求められる。

## 税関、統合された社会信用コード制度を実施

税関総署第46号公告によると、2015年10月1日から統合された社会信用コードを取得した法人及びその他の組織は、税関に登記・登録の申請を行う場合、登記・登録管理部門の発給した社会信用コードが記載されている新たな証書をもって申請しなければならない。なお、同部門において2015年10月1日以前に登記登録をすでに完了した法人及びその他の組織は、従来の営業許可証、組織コード証、税務登記証を引き続き使用して、税関に登記・登録を申請することが可能である。

## 国家品質監督検査検疫総局、輸入品計器向けの監督管理弁法実施細則を制定

国家品質監督検査検疫総局の規定によると、全ての事業者及び個人は、計器類を輸入する或いは外国企業又はその代理販売業者が中国で計器類を販売する場合、国務院計量行政部門に計器の型式審査の手続きと申請を行い、許可を得なければならない。万が

一、認可されない場合には輸入ならびに販売の一切を行うことができない。企業は、計器の輸入又は販売に先立ち、関連規定に従い、審査手続きを申請する必要がある。

## 各地域の税関政策の最新動向

### 深圳税関、自由貿易試験区前海蛇口エリアで「企業の自主的開示」制度を試行

深圳税関は、中国（広東）自由貿易試験区深圳前海蛇口エリアにおいて、「企業の自主的開示」制度を試行することを決定した。同制度によると、区内で活動する企業は、当該制度の試行に自主的に参加することが可能となる。参加企業は、過年度3年間に行った輸出入活動、または輸出入貨物と直接に関わった活動が、税関の監督管理規定に則っているか、自ら検査するか或いは第三者仲介機関に委託することができる。該企業は、検査に関連する情報や証憑を整理して、深圳税関の経済特区駐在事務所に書面による開示報告書を提出しなければならない。企業が開示した情報が、税関の監督管理規定に犯則する場合、税関は法律に基づき行政処罰を行うが、自主的開示の制度により、行政処罰を軽減または免除することができる。

### 福州税関、福建自由貿易試験区で事前教示制度に関する「自主的申請、全区域通用」プロセスを実施

福建税関は2015年10月10日付けで第28号公告を公布した。当該公告は、福建自由貿易試験区福州エリア及び平潭総合実験区において、事前分類制度の「自主的申請、全区域通用」プロセスの実施を決定した。企業が上記の2区域内で商品を輸出入する場合、自主的に「事前分類回答書」を提出し、かつ申告する場合、税関は「事前分類回答書」で確認した商品分類に従い、手続き上の審査を完了した後に通関を許可する。

### 杭州税関、「中国（杭州）クロスボーダーEコマース総合試験区に対する税関監督管理の計画」を公布

杭州税関は2015年10月20日付けで第2号公告を公布した。当該公告の「中国（杭州）クロスボーダーEコマース総合試験区に対する税関監督管理の計画」は、クロスボーダーEコマース総合試験区の輸出入業務に対し、それぞれ申告、検査、徴税、通関の監督管理方法を規定したものである。杭州クロスボーダーEコマース総合試験区に所在する企業は、当該規定に従って通関手続きを行わなければならない。

## チャイナータックスアラートの最新号

### [国務院弁公庁による「税関特殊監督管理区域の統合・最適化計画の促進」の印刷配布](#)

### [中国、WTOの「貿易円滑化協定」受諾](#)

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山  
Partner パートナー  
Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7610

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7054

Helen Han 韓滢  
Director ディレクター  
Email: [h.han@kpmg.com](mailto:h.han@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7627

Lisa Li 李輝  
Partner ディレクター  
Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7638

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄  
Partner パートナー  
Email: [anthony.chau@kpmg.com](mailto:anthony.chau@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3206

Yasuhiko Otani 大谷泰彦  
Partner パートナー  
Email: [yasuhiko.otani@kpmg.com](mailto:yasuhiko.otani@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3360

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3678

Dong Cheng 董誠  
Director ディレクター  
Email: [cheng.dong@kpmg.com](mailto:cheng.dong@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3410

### Southern China 華南地域

Daniel Hui 許昭淳  
Partner パートナー  
Email: [daniel.hui@kpmg.com](mailto:daniel.hui@kpmg.com)  
Tel: +852 2522 7815

Lilly Li 李一源  
Partner パートナー  
Email: [lilly.li@kpmg.com](mailto:lilly.li@kpmg.com)  
Tel: +86 (20) 3813 8609

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: +86 (20) 3813 1198

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.